

# 風水害被害の給付請求について

国公共済会の火災共済に加入されている方は、風水害などにより建物に被害があった場合に、損害額と加入口数に応じて給付がされます。

「風水害など」とは、**暴風雨・旋風・突風・台風・高潮・高波・洪水・長雨・豪雨・雪崩・降雪・降ひょう**をいいます。建物には、雨どいやベランダはもちろん、カーポートや車庫、物置、塀、門扉等の付属建物も含まれます。

また、風水害の給付区分は、「**全壊・流出**」「**半壊**」「**一部壊**」「**床上浸水**」があります。ただし「**床上浸水**」とそれ以外の給付区分である「**全壊・流出**」「**半壊**」「**一部壊**」の両方の給付を受けることはできません。

したがって、被害の状況に応じて、3つの給付請求のケースがあります。それぞれのケースによって給付請求に必要な書類や注意点が異なりますので、**該当するボタンをクリックして、詳細についての確認をしてください。**

## ①床上浸水が発生していない場合

**組合所属の方**

**退職者G所属の方**

## ②床上浸水が発生している場合

**組合所属の方**

**退職者G所属の方**

## ③床上浸水とそれ以外の被害が同時に発生している場合

給付にあたって色々なケースが想定されますので、国公共済会にご相談ください。

- フリーダイヤル：0120-88-9031
- 携帯電話からは：03-3580-2881
- メールアドレス：info@k-kyosai.jp

被害にあわれた方は、詳細を参考にして必要書類を揃えて国公共済会にご請求ください。ご不明な点がございましたら、所属している労働組合か、直接国公共済会へお問い合わせください。

書類は必ず、組合を通して提出してください。退職者グループの方は、国公共済会に直接お送りください。